

学校感染症と出席停止の期間の基準

(学校保健安全法施行規則第 19 条 令和 5 年 5 月 8 日改訂)

	病名 (潜伏期間)	出席停止の基準
第一種	感染症予防法に規定される 1 類・2 類感染症 (結核をのぞく) エボラ出血熱、ペスト、など 11 種	治癒するまで
第二種 学校で流行しやすい飛沫感染をする感染症	新型コロナウイルス	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 1 日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹【はしか】	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎【おたふくかぜ】	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	紅斑性の発しんが消失するまで
	水痘【みずぼうそう】	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
第三種	結核	病状により、学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	腸チフス、パラチフスコレラ 腸管出血性大腸菌感染、細菌性赤痢 急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎	病状により、学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	その他の感染症※	

※その他の感染症については感染症胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノ)、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症などは学校でよく聞く感染症です。出席停止基準は「病状により、学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで」です。

◆新型コロナウイルス感染症における出席停止等の基準

理由	出欠席の取扱い
生徒本人が新型コロナウイルス感染症に感染した	出席停止
生徒本人が濃厚接触者に指定された	欠席 ※濃厚接触者の特定を行わないため
生徒本人が発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状があり、自宅で休養した	欠席
学校がある日に新型コロナワクチンを接種せざる得なく欠席した	欠席
ワクチン接種に伴う副反応かどうかわからないが、接種後に体調不良になり欠席した	校長が出席しなくてもよいと認めた日 (医師の診断の有無にかかわらず)
ワクチン接種後に体調不良になり欠席し受診したところ、医師からワクチン接種に伴う副反応と診断された	

◆新型コロナウイルス感染症の出席停止期間

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

発症日 0日目	1日目	2日目	3日目 (症状軽快0日目)	4日目 (1日目)	5日目 (OK)	6日目 登校再開	
発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目 (症状軽快0日目)	6日目 (1日目)	7日目 登校再開 (OK)

- 無症状の感染者においては、検体を採取した日から5日を経過するまでとします。
- 「症状が軽快」とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ咳などの呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
- なお、この出席停止期間より短縮することはありません。